

◆水間門前町喫茶図書室お試し出店・水間門前町地域活性化イベント提案募集◆

■期間

募集期間:令和5年7月19日(水)～令和6年2月19日(水)

実施期間:令和5年8月19日(土)～令和6年3月31日(日)

■趣旨

水間寺周辺地域(水間門前町)への店舗誘致などの観光まちづくりを推進するため、水間寺門前町喫茶図書室及び桜テラスにおいて、将来的に水間門前町で店舗を創業しようとする方が試行的に出店する機会を提供するとともに、観光振興などに資する地域活性化イベントの開催を支援する。

■募集内容

区分	お試し出店		地域活性化イベント
	チャレンジショップ	ポップアップショップ	
場所	喫茶図書室		喫茶図書室及び桜のテラス
日時	毎週土曜日 10時～17時	毎週日曜日 10時～17時	原則毎週土曜日、日曜日
単位	連続4週 (3回まで更新可能)	1日 (期間中15日以下)	1日 (期間中15日以下)
費用	1.厨房(光熱水費込) 10,000円/4日間 2.エントランス(出品台4台付) 5,000円/4日間 3.厨房+エントランス 11,000円/4日間	①厨房(光熱水費込) 3,000円/1日 ②エントランス(出品台4台付) 1,500円/1日 ③厨房+エントランス 3,500円/1日	イベント内容による。 ※協議の上決定
条件 (注)	・厨房を使用する場合は、責任者が食品衛生責任者資格必要 ・エントランスでの調理を伴う出店の場合は、府内一円の食品営業許可を有していること。		同上
その他	仕込みの必要がある場合は、前日に一部厨房を使用することが可能です。	仕込み等で前日に使用することは原則できません。ただし、前日の使用状況により一部厨房を使用できる場合もあります。	イベント提案を募集します。貝塚地域ブランド協議会協力イベントとしてのみ開催可能です。審査及び内容修正等協議が必要です。

(注)具体的な条件等は、募集要項を確認してください。

※備品の持ち込みは事前に申請及び許可が必要です。

※出店日は協議の上、決定します。

※※令和6年4月1日からのお試し出店・地域活性化イベントの募集内容は、改めてお知らせします。

■場所

・お試し出店 水間門前町喫茶図書室(大阪府貝塚市水間 466-2)

喫茶図書室
外観



喫茶図書室
厨房



喫茶図書室
エントランス



・地域活性化イベント

水間門前町喫茶図書室(大阪府貝塚市水間 466-2)

水間寺門前町桜のテラス(大阪府貝塚市水間 624)

桜のテラス外観



桜のテラス



喫茶図書室 2階



令和5年度水間門前町喫茶図書室お試し出店及び水間門前町地域活性化イベント提案
募集要項

1. 趣旨

水間寺周辺地域(水間門前町)への店舗誘致などの観光まちづくりを推進するため、水間寺門前町喫茶図書室及び桜テラスにおいて、将来的に水間門前町で店舗を創業しようとする方が試行的に出店する機会を提供するとともに、観光振興などに資する地域活性化イベントの開催を支援する。

2. 募集内容

区分	お試し出店		地域活性化イベント
	チャレンジショップ	ポップアップショップ	
場所	喫茶図書室		喫茶図書室及び桜のテラス
日時	毎週土曜日 10時～17時	毎週日曜日 10時～17時	原則毎週土曜日、日曜日
単位	連続4週 (3回まで更新可能)	1日 (期間中15日以下)	1日 (期間中15日以下)
費用	1.厨房(光熱水費込) 10,000円/4日間 2.エントランス(出品台4台付) 5,000円/4日間 3.厨房+エントランス 11,000円/4日間	①厨房(光熱水費込) 3,000円/1日 ②エントランス(出品台4台付) 1,500円/1日 ③厨房+エントランス 3,500円/1日	イベント内容による。 ※協議の上決定
条件 (注)	・厨房を使用する場合は、責任者が食品衛生責任者資格必要 ・エントランスでの調理を伴う出店の場合は、府内一円の食品営業許可を有していること。		同上
その他	仕込みの必要がある場合は、前日に一部厨房を使用することが可能です。	仕込み等で前日に使用することは原則できません。ただし、前日の使用状況により一部厨房を使用できる場合もあります。	イベント提案を募集します。施設運営者の協力イベントとしてのみ開催可能です。審査及び内容修正等協議が必要です。

3. 応募要件

(1) 対象者(応募資格)

貝塚市内及び水間寺周辺地域で創業(業種・業態の転換を含む。)を目指す法人・個人事業主、個人及びグループ(ただし、チェーン店及びフランチャイズ加盟店を除く。)

ただし、個人の場合は18歳以上の方

(2) 出店条件

- ・厨房を使用する場合は、責任者が食品衛生責任者資格を有していること。

- ・ エントランスでの調理を伴う出店の場合は、府内一円の食品営業許可を有していること。
- ・ 過去に食品衛生法、その他関係法令に基づく処分を受けたことがない出店者とする。
- ・ 市町村税に滞納がないこと。
- ・ 貝塚市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。
- ・ 責任者が明確であり、連絡先を示せること。
- ・ 責任者が18歳以上であること。

4. 期間

- ・ 募集期間：令和5年7月19日（水）～令和6年2月19日（水）
- ・ 実施期間：令和5年8月19日（土）～令和6年3月31日（日）

5. 開催日及び時間

- ・ 原則として、土曜日及び日曜日 10:00～17:00

6. お試し出店について

(1) 申込方法

- ・ 公募内容は、ホームページに掲載します。
- ・ 応募書類を、受付期間内に貝塚地域ブランド推進協議会事務局（貝塚市総合政策部魅力づくり推進課、又は政策推進課）まで提出してください。
- ・ 申し込みは、出店希望日の1カ月前までとする。

(2) 応募書類

- ・ 申込書（様式1）
- ・ 誓約書
- ・ 販売許可書類（販売許可が必要な場合）

(3) 選考審査

- ・ 面談の上、選考基準に基づき、出店審査を行います。
- ・ 選考については、貝塚地域ブランド推進協議会において行います。
- ・ 概ね10日程度で選考結果をご連絡します。

(4) 選考基準

- ・ 本施設の趣旨に沿った運営を行えること。
- ・ 集客が図れる出店内容であること。
- ・ 近隣地域の迷惑にならない内容であること。
- ・ 日程の調整が可能であること。

(5) 利用料金の支払い

- ・ 選考結果連絡後、5日以内にお支払いください。
- ・ 入金を確認できない場合は、キャンセル扱いとなります。

(6) 出店許可証の発行

- ・ 入金確認後、出店許可証を郵送します。

(7) キャンセルについて

- ・入金後にキャンセルする場合は、利用料金を返金しません。

(8) 注意事項等

- ・出店に関する関係機関との調整や必要資格の習得申請は、出店者自ら行ってください。
食品衛生責任者講習等にかかる費用は出店者の負担となります。
- ・飲食提供を行う期間中は、食品衛生責任者等の資格を有するスタッフが常駐してください。
- ・出店ができなかった場合に生じる損害や不利益について、施設運営者は一切責任を負いません。
- ・出店者の都合により、出店できなくなった場合でも、出店料等の返還はできません。
- ・お申込みいただく前に飲食に関する出店内容は、岸和田保健所に事前にご相談してください。
- ・出店決定後も変更する場合は、その都度、同保健所へご相談してください。
- ・出店者に起因する事故などは、自己責任で賠償などのご対応をお願いすることになりますので、損害保険の加入をお勧めします。出店者に起因する事故などが発生した場合でも、施設運営者は一切責任を負いません。
- ・アルコール類の販売については、ビン・缶などに入っている酒類を開封せずに販売する場合は、酒類小売業免許を習得してください。
- ・店内でBGMを流す場合は、出店者自身がBGM利用申請や著作権の許諾などの必要な手続きを行ってください。
- ・利用中及び設営撤去の際の安全確保は各自で行ってください。
- ・出店に際して発生したゴミは、お持ち帰りください
- ・厨房や備品、使用箇所の清掃を行ってください。
- ・販売物がある場合は、返品・交換の対応ができるように、連絡先を明記したショップカードや領収書を渡すようにしてください。お客様とのやり取り、クレームなどのトラブルは、出店者側で対処してください。
- ・食中毒や感染症などを発生させないよう、冷蔵庫・冷凍庫に食材を残さないように、持ち帰る又は破棄するなど適切な処分してください。
- ・食中毒や感染症などが発生しないよう十分注意してください。
- ・病原微生物やアレルギー物質の残存による汚染が持ち越されないよう毎終業後の洗浄・消毒・清掃の徹底をお願いします。別の出店者に影響の出ないようにしてください。
- ・家庭の台所など営業許可を習得していない施設で製造された食品の持込みは、法令により禁止されていますので、ご注意ください。
- ・出店に際して生じたトラブルについては、出店者が一切の責任を負うことになります。
- ・出店者の起因による事故などは、自己責任で賠償などの対応をしていただきます。
- ・天候悪化等の事情により危機回避のため、営業中止を指示する場合があります。
- ・衛生管理計画や記録類の作成提出していただく場合がありますのでご注意ください。
- ・出店に関する収益等の経営状況を報告してください。出店後は、記録写真とアンケートのご協力をお願いします。
- ・法令・公序良俗に反する事業、政治性又は宗教性のある事業の出店は出来ません。
- ・危険物の販売は出来ません。

- ・施設全体の景観に関する視点（デザインコントロール）から、看板の設置や掲示にあたって制限する場合があります。
- ・駐車場はありません。必要な場合は別途確保してください。
- ・施設運営者の意向にそぐわない行為をした場合、または不具合を生じさせた場合、利用を中止することがあります。
- ・その他、記載のない事項に疑義が生じた場合は、施設運営者の判断に従ってください。

7. 地域活性化イベント提案について

（1）申込方法

- ・電話等により施設運営者にアポイントをとり、イベントの提案を対面にて行ってください。

（2）イベントの位置付け

- ・主催は提案者となります。
- ・施設運営者の協力イベントとしてのみ開催できます。

（3）審査・協議

- ・施設運営者の審査があります。
- ・イベント内容について、変更や調整等協議が必要です。
- ・施設運営者と協議が整わない場合は開催できません。

（4）審査基準

- ・貝塚市や水間門前町の地域活性化・観光振興が図れる内容であること。
- ・貝塚市や水間門前町の魅力創出や魅力発信につながる内容であること。
- ・本施設周辺の店舗や地域との交流が図れること。
- ・イベントの責任者が明確であり、電話等で連絡が取れること。

8. 問い合わせ・申込先

施設運営：貝塚地域ブランド推進協議会事務局（貝塚市役所総合政策部内）

担当 常國、南

Email : mizuma.monzenmachi@gmail.com